

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成28年12月2日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 村松ショッピングセンター

所在地 五泉市村松小新保1301-1

設置者 株式会社魚齋藤

2 届出の概要及び公告日

概 要 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による変更（小売業者の営業時間、駐車場の利用可能時間帯の変更）に関する届出

公告日 平成28年7月12日

3 意見の概要

(1) 五泉市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課

5 縦覧期間

平成28年12月2日から平成29年1月2日まで